

エクロールヨガ

ヨガインストラクター養成講座

(RYT200／RYT500・淡路島) 受講約款

株式会社ベルイストワール（屋号：エクロールヨガ。以下「当社」といいます。）は、当社が提供するヨガインストラクター養成講座（RYT200／RYT500・淡路島。以下「本講座」といいます。）について、以下のとおり受講約款を定めます。

本約款は、申込ページ、申込内容確認メールその他申込前に提示する個別条件とあわせて適用されます。

第1条（適用・申込みおよび契約成立）

1. 本約款は、本講座を申し込む方および受講者と当社との間の契約関係に適用します。
2. 受講コース、受講料、対面講座の日程・会場、eラーニング開始日、受講期間その他の具体的条件は、申込ページまたは申込内容確認メール等に記載します。
3. 本約款と申込時に個別に明示された条件が異なる場合は、当該個別条件を優先します。
4. 申込フォームの送信のみでは受講契約は成立しません。
5. 当社が申込みを承諾し、かつ受講料全額または当社が認めた初回支払額の入金を確認した時点で受講契約が成立します。
6. 指定された支払期限までに入金が確認できない場合、当社は申込みを失効させることができます。この場合、未入金を理由とするキャンセル料は発生しません。
7. 定員超過、受講条件の不充足、虚偽申告、安全上の懸念その他合理的な理由がある場合、当社は申込みを承諾しないことがあります。

第2条（講座内容および受講期間）

1. 本講座は、eラーニング、教材、課題、テスト、学習支援および淡路島での対面講座等を組み合わせて提供します。
2. 各コースの標準受講期間、対面講座日数および実施形式は別表1のとおりです。
3. eラーニングの提供開始日時は、原則として対面講座開始日の1か月前から7日前までの間に当社が指定する日時とし、具体的な日時は申込内容確認メールまたは学習開始案内等で通知します。申込みおよび受講料の入金が当該開始日時以後となった場合は、原則として入金確認後3営業日以内に本編教材を利用できる状態とします。
4. eラーニング開始前に受講準備情報や学習用ID等を案内する場合がありますが、本編教材を利用できない期間は、本編eラーニングの提供開始には含みません。
5. 受講者自身の学習開始が遅れた場合であっても、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、受講期間は自動的に延長されません。
6. 当社は、教育上または運営上必要な場合、本講座の本質的な内容を損なわない範囲で、講師、教材、カリキュラム、会場、進行順序または実施方法を変更することがあります。

第3条（受講条件・健康および安全）

1. 受講者は、申込時に表示された各コースの受講条件を満たすものとします。RYT500（300時間）コースについては、原則としてRYT200相当の課程を修了していることを受講条件とします。
2. 受講者は、安全な講座運営に必要な範囲で、健康状態、疾病、負傷、運動制限その他当社が確認を求める事項を正確に申告してください。
3. 妊娠中の方については、安全上の理由から対面実技への参加を原則として受け付けていません。申込後または受講期間中に妊娠が判明した場合は、速やかに当社へご連絡ください。
4. 当社または講師が安全上必要と判断した場合、特定の实技への参加中止、休憩、退室、受診その他必要な措置をお願いすることがあります。

5. 健康・安全に関する具体的な注意事項については、当社が別途案内する受講ガイド等に従うものとします。

第4条（受講料および支払い）

1. 受講料、支払期限、支払方法その他の条件は、申込ページまたは申込内容確認メール等に記載します。表示金額は、特段の記載がない限り消費税込みです。
2. 「契約受講料」とは、通常価格ではなく、早期申込特典その他の割引を適用した後に、受講者が実際に支払う義務を負う受講料総額をいいます。
3. 解約時の精算は、割引前の通常受講料ではなく契約受講料を基準として行います。
4. 振込手数料、通信費、交通費、食事代、対象外となる宿泊費、Yoga Alliance その他第三者機関への登録料その他受講料に含まれると明示されていない費用は、受講者の負担となります。
5. クレジットカード会社が提供する分割払いまたはリボ払いは、受講者とカード会社との契約に基づくものです。
6. 当社が個別に分割払いを認めた場合、受講者は指定された期日までに支払いを行うものとします。

第5条（解約および返金）

1. 受講者は、当社指定の電子メールアドレスへ、氏名、受講コースおよび解約の意思を通知することにより、受講契約を解約できます。
2. 解約日は、当該通知が当社指定の電子メールアドレスへ到達した日時を基準とします。対面講座までの日数は、対面講座開始日を0日として暦日で計算します。
3. 解約時の精算は、別表2に基づき、eラーニング等の提供状況および対面講座までの日数に応じて行います。
4. 無料宿泊の予約その他受講者の依頼に基づく個別手配について、受講者都合の解約により当社に返還不能な実費が発生した場合は、その実費を加算することがあります。
5. 同一の損害または費用を重複して精算することはありません。
6. 返金額がある場合は、必要な精算後、原則として受講者本人名義の日本国内の金融機関口座へ返金します。決済方法または決済事業者の規約等により、元の決済手段へ返金する場合があります。
7. 返金額および必要な返金情報が確定した日から、原則として30日以内に返金手続を行います。
8. 解約時までの受領額が精算額に満たない場合、受講者はその差額を当社が指定する方法で支払うものとします。
9. 消費者契約法その他適用される法令により本条または別表2と異なる取扱いが必要となる場合は、当該法令を優先します。

第6条（受講者都合による日程変更・振替）

1. 受講者が自己の都合により予定された対面講座へ参加できない場合、当社は、申出時期、振替先の定員、実施形式その他の運営状況を考慮し、当社が指定する別日程または次回以降の開催回への振替を認めることがあります。
2. 自己都合による振替は、1契約につき原則1回までとします。振替先は、原則として当初の対面講座開始日から12か月以内に実施される当社指定の日程または開催回とします。
3. 振替には、コースおよび申出時期に応じ、次の追加受講料が発生します。

コース	31日前まで	30～15日前	14～8日前
RYT200（200時間）	22,000円	33,000円	44,000円
RYT500（300時間）	33,000円	44,000円	55,000円
RYT500（500時間）	44,000円	55,000円	66,000円

4. 前項の金額はすべて税込です。対面講座開始日の14日前から8日前までの振替は、空席、講師、会場その他の状況を考慮し、当社が承認した場合に限ります。
5. 対面講座開始日の7日前以降は、原則として自己都合による振替を受け付けません。
6. 振替先の日程、実施形式、講師、会場その他の条件は当社が指定し、受講者が自由に選択できるものではありません。

7. 自己都合による振替を利用した場合、当初の日程に付随していた無料宿泊キャンペーンその他日程限定の特典は、振替先では適用されません。振替先への交通費、宿泊費、食事代その他必要な費用は受講者の負担となります。
8. 当初の日程について無料宿泊の予約が既に行われており、振替によって当社に返還不能な宿泊取消料が実際に発生した場合は、その実費を振替追加受講料とは別に負担いただくことがあります。
9. 振替によってeラーニングの受講期間が自動的に再開始または更新されることはありません。ただし、振替先の日程との関係が必要がある場合、当社は合理的な範囲で受講期間を調整することがあります。
10. 振替確定後の再振替は原則として認めません。振替確定後に受講契約を解約する場合は、振替先の対面講座開始日を基準として第5条および別表2を適用します。既に支払われた振替追加受講料は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き返金しません。
11. 台風、交通機関の欠航・運休、道路・橋梁の通行止めその他次条に定める不可抗力については、本条の自己都合振替とは別に扱います。

第7条（講座の中止・変更および不可抗力）

1. 当社の責めに帰すべき事由により本講座の全部または一部を提供できず、合理的な代替措置も提供できない場合は、未提供部分に応じて受講料を返金します。
2. 台風、地震、津波、火災、感染症、停電、通信障害、航空便・船便・鉄道・バスその他交通機関の欠航・運休、道路・橋梁の通行止め、空港・港・駅・会場等の閉鎖、公的措置、講師の急病その他当社および受講者の合理的な管理を超える事情が生じた場合、当社は、日程変更、会場変更、オンライン実施、課題、審査、別日程への参加その他合理的な代替措置を講じることがあります。
3. 合理的な代替措置により所定の学習目標および修了要件を満たす機会が確保される場合、当社は同一内容の対面講座を個別に再開する義務を負いません。
4. 淡路島での講座自体が開催される場合でも、公共交通機関の大規模な運休、道路・橋梁の通行止めその他受講者の責任によらない事情により淡路島への移動が不可能または著しく困難となった場合は、客観的な状況を確認した上で当社が指定する代替措置を提供することがあります。状況を確認できる資料の提出をお願いする場合があります。
5. 不可抗力に基づき当社が提供する通常の代替措置については、原則として第6条の振替追加受講料は発生しません。
6. 不可抗力による代替措置として別日程への参加を指定する場合でも、無料宿泊キャンペーンの再提供は保証しません。
7. 交通手段が通常どおり利用でき、講座も予定どおり開催され、客観的に淡路島への移動が可能な状況で受講者自身の判断により参加を取りやめた場合は、原則として自己都合として扱います。ただし、具体的な安全状況を考慮し、当社が不可抗力に準ずると認めた場合はこの限りではありません。
8. 当社の故意または過失による場合を除き、受講者自身が手配した航空券、船券、鉄道・バス・自動車その他の交通費、道路通行料、宿泊費、取消料その他の費用は受講者の負担となります。

第8条（無料宿泊キャンペーン）

1. 無料宿泊キャンペーンは、申込ページまたは個別案内で対象と明示された講座・開催回について、所定の条件および定員の範囲内で提供する付帯特典です。
2. 無料宿泊は、受講料に宿泊料金を加算して販売するものではないため、利用しない場合でも、宿泊相当額の返金、受講料の減額または現金との交換はできません。
3. 無料宿泊は、原則として申込時に確定した当初の対面講座日程に付随する特典です。自己都合による振替を利用した場合、振替先では無料宿泊キャンペーンは適用されません。
4. 宿泊予約後に自己都合で解約または振替を行い、宿泊施設または予約サイトから当社に返還不能な取消料が実際に請求された場合は、その実費を負担いただくことがあります。当社が利益または独自の事務手数料を上乗せすることはありません。
5. 台風、交通機関の運休、道路・橋梁の通行止めその他前条に定める客観的な不可抗力に該当すると当社が認めた場合、当該無料宿泊に係る取消料を受講者へ請求しません。
6. 宿泊施設と対面講座会場が離れている場合の移動その他無料宿泊の具体的な利用条件については、申込ページまたは当社が別途提示する無料宿泊キャンペーン利用条件に従うものとします。

第 9 条（修了要件および第三者資格）

1. 修了証の発行には、受講期間内に所定の e ラーニング、テスト、課題、対面講座または当社が承認した代替プログラム等を修了し、当社が定める到達基準を満たす必要があります。
2. 所定の修了要件を満たさない場合、修了証は発行されません。修了要件を満たせなかったことのみを理由として受講料が返金されるものではありません。
3. Yoga Alliance その他第三者機関への登録は、各機関が定める条件、手続、審査、登録料および継続要件等に従います。
4. 当社は、第三者機関による制度変更、登録審査の結果、登録継続、就職、収入、集客、開業その他特定の成果を保証するものではありません。
5. 第三者機関の基準変更等により講座内容または修了方法等の変更が必要となった場合、当社は合理的な範囲でこれらを変更することがあります。

第 10 条（教材・禁止事項および受講停止）

1. 本講座で提供する動画、音声、文章、画像、図表、課題、テスト、配布資料、学習システムその他の教材に関する著作権、商標権その他の権利は、当社または正当な権利者に帰属します。
2. 受講者は、当社が許可した場合を除き、教材を複製、転載、公衆送信、配布、貸与、販売、再教材化し、または第三者へ共有してはなりません。当社の許可なく教材そのものを生成 AI その他外部サービスへアップロードすることもできません。
3. 本講座で身につけた一般的な知識および技能は、自身のヨガ実践または指導に活用できます。
4. 受講者は、暴力、ハラスメント、差別、誹謗中傷、不正アクセス、無断録音・録画、虚偽申告、資格・修了証の不正利用その他講座の安全・秩序・学習環境を著しく害する行為を行ってはなりません。
5. 前項その他本約款への重大な違反がある場合、当社は、注意、教材利用停止、退室、受講停止または受講契約解除等の措置を講じることがあります。契約解除時の受講料については、提供済みサービス、未提供部分その他の事情を考慮し、適用法令の範囲内で精算します。

第 11 条（個人情報および責任）

1. 当社は、受講者の個人情報および健康情報を、当社が別途公表するプライバシーポリシーおよび適用法令に従って取り扱います。健康状態、既往歴その他の要配慮個人情報については、法令に従い必要な同意を得た上で取得・利用します。
2. 個人を識別できる写真・動画等を広告、ウェブサイトまたは SNS 等へ掲載する場合は、必要に応じて別途同意を確認します。
3. 当社は、本講座の提供にあたり合理的な安全管理および教育上必要な注意を行います。
4. 当社の故意または過失により受講者へ損害が生じた場合、当社は適用法令に従って責任を負います。
5. 受講者の体調、既往症、指示違反、自己判断による無理な実技、所持品の紛失・盗難その他当社の責めに帰さない事情により生じた損害について、当社は責任を負いません。
6. 本条その他本約款の規定が、消費者契約法その他の強行法規により無効または制限される場合は、当該法令を優先します。

第 12 条（連絡・約款変更その他）

1. 当社から受講者への連絡は、申込時に登録された電子メールアドレス、電話、学習システムその他合理的な方法で行います。受講者は、連絡先を変更した場合、速やかに当社へ届け出るものとします。
2. 当社は、法令、資格制度、講座内容または運営方法の変更その他合理的な必要がある場合、民法その他適用法令に従って本約款を変更することがあります。約款を変更する場合は、変更内容および効力発生日について、ウェブサイト、電子メールその他適切な方法で周知します。
3. 受講者は、当社の事前の承諾なく、受講資格、学習用 ID、本契約上の地位その他の権利または義務を第三者へ譲渡または貸与することはできません。
4. 受講者および当社は、自らが反社会的勢力ではなく、これらと社会的に非難される関係を有しないものとします。

5. 本契約には日本法を適用します。本契約について疑義または紛争が生じた場合、受講者と当社は誠実に協議し解決に努めます。
6. 協議によって解決しない場合は、法令上認められる範囲において、神戸地方裁判所姫路支部または姫路簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。
7. 本約款の一部が法令等により無効となった場合でも、その他の規定は引き続き適用されます。

別表 1 標準受講期間およびコース区分

コース	標準受講期間	対面講座	主な受講条件
RYT200 (200 時間)	e ラーニング提供開始日時から 6 か月	淡路島 3 日間 (グループ/マンツーマン。日程は申込内容確認メール)	原則として経験不問
RYT500 (300 時間)	e ラーニング提供開始日時から 1 年	淡路島 4 日間 (原則マンツーマン。日程は申込内容確認メール)	原則として RYT200 相当修了者
RYT500 (500 時間)	e ラーニング提供開始日時から 1 年 6 か月	淡路島 6 日間 (原則マンツーマン。日程は申込内容確認メール)	RYT200 未取得者が 200 時間・300 時間を一体受講

具体的な日程、受講期間、対面講座日数、実施形式および受講条件については、申込時に提示された個別条件を優先します。

別表 2 解約時の受講料精算

1. 受講料の標準区分

個別に異なる内訳を明示した場合を除き、契約受講料を次のように区分します。早期申込その他の割引は、個別に別の内訳を提示した場合を除き、両区分に同一割合で適用します。

区分	契約受講料に対する割合
e ラーニング等部分	60%
対面講座等部分	40%

2. e ラーニング等部分

解約時期	提供済みサービス相当額
本編 e ラーニング提供開始前	事務手数料 22,000 円 (税込)
開始後～標準受講期間の 1/3 未満	契約受講料の 40%
標準受講期間の 1/3 以上～2/3 未満	契約受講料の 50%
標準受講期間の 2/3 以上	契約受講料の 60%

本編教材および学習環境を利用できる状態として提供していた期間を基準として判定します。当社の責めに帰すべき事由によって相当期間利用できなかった場合は、その期間を考慮して精算または受講期間を調整します。

3. 対面講座等部分

契約受講料の 40%に相当する対面講座等部分について、次の割合を適用します。

解約日	対面講座等部分に対する取消割合
31 日前まで	0%
30 日前～15 日前	20%
14 日前～8 日前	50%
7 日前～2 日前	80%

解約日	対面講座等部分に対する取消割合
前日・当日・無連絡不参加・対面講座開始後	100%

4. 振替を選択する場合

第6条に基づく自己都合振替が認められた場合は、通常の解約精算ではなく、第6条に定める振替追加受講料を適用します。ただし、当初日程の無料宿泊について実際に返還不能な宿泊取消料が発生した場合は、その実費を別途負担いただくことがあります。

5. 法令との関係

本別表による精算について、消費者契約法その他適用される法令によって認められる提供済み役務の対価または損害額等の範囲を超える場合は、その範囲に応じて減額します。同一の損害または費用を重複して精算することはありません。個別の申込条件において、本別表より受講者に有利な条件を明示した場合は、当該条件を優先します。